

開示する発信者情報の範囲について

開示する発信者情報の範囲について① 一論点の現状一

開示する発信者情報の範囲についてどのように考えるか。

論点の現状

・プロバイダ責任制限法で開示を請求することができる情報としてされている情報は、「当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。)」(法第4条1項)とされている(※)。

※総務省令で定めるもの

- ① 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- ② 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- ③ 発信者の電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)
- ④ 侵害情報に係るIPアドレス(インターネットに接続された個々の電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を識別するために割り当てられる番号をいう。)
- ⑤ 前号のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

開示する発信者情報の範囲について② 一論点の現状一

日本弁護士連合会からの指摘

第1 意見の要旨

1 現在の「特定商取引法」について、消費者の被害救済の観点から、消費者からの、事業者及び当該情報の保有者に対する、権利救済に必要な情報の開示請求権を設けられたい。その際には、以下の点を満たすことが必要である。

(3) 消費者から開示請求可能な情報の内容は、発信者の特定及び権利救済に必要な情報かつ保存している情報について認められるべきである。

第2 意見の理由

(3) 開示請求可能な情報の内容

現在、プロバイダ責任制限法では、住所、氏名、メールアドレス、IPアドレス、タイムスタンプを開示対象として規定しているが、消費者からの開示請求については、発信者の特定及び権利救済に必要な情報かつ保存している情報について開示を認める一般規定を創設するべきである。

現在のプロバイダ責任制限法では、発信者情報開示の対象は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第四条第一項の発信者情報を定める省令で定められており、住所、氏名、メールアドレス、IPアドレス、タイムスタンプに限定されている。これは、通信の秘密を理由に限定したとされている。

しかしながら、送信先IPアドレス、携帯電話であれば携帯電話の固有番号など、発信者の特定に重要な情報は他にもあり、これらの情報の開示が不可能なために、権利救済を断念せざるを得ない事案がある。

また、発信者の特定に必要な情報はケースバイケースであり、広く開示請求する必要性が高い一方で、開示対象を限定する必要性は少ない。したがって、発信者の特定及び権利救済に必要な情報かつ保存している情報について開示を認める一般規定を創設するべきである。

(「消費者の救済のための発信者情報開示制度に関する意見書」日本弁護士連合会、2010年(平成22年)11月16日)

開示する発信者情報の範囲について③ 一考え方(案)一

考え方(案)

被害者の権利行使の観点からは、なるべく開示される情報の幅は広くすることが望ましいことになるが、一方において、発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報であって、場合によっては通信の秘密として保護される事項であることにかんがみると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが、必ずしも不可欠とはいえないような情報や、高度のプライバシー性があり、開示をすることが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されない。加えて、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、開示関係役務提供者が保有すべきであって開示請求をする者の損害賠償等に有用と認めれる情報の範囲も時々刻々変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくることになると思われる。

そうすると、プライバシー保護と被害者の権利行使との調整の観点から、発信者情報を開示をすることが相当なものに限って限定的に発信者情報の開示が認められるべきであり、プロバイダ責任制限法省令が限定列挙であることには合理的理由があるといえる。

したがって、発信者の特定及び権利救済に必要な情報かつ保存している情報について開示を認める一般規定を創設することは、高度のプライバシー性がありかつ被害者の権利行使に必ずしも不可欠とはいえないような情報まで開示の対象となるおそれがあることから、消極に解することが相当である。

開示する発信者情報の範囲について④ ー考え方(案)ー

侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものに、以下の携帯電話の利用者を識別するために用いられる番号(いわゆる個体識別番号)を新たに規定することを検討すべきではないか。

1. 携帯電話事業者がその電気通信役務の提供に当たり契約者を識別するためにネットワークにおいて割り当てる番号(iモードID、EZ番号、UID等)
2. いわゆるSIMカード(FOMAカード、au ICカード、SoftBank 3G USIMカード、EM chip、W-SIM)の識別番号であって、ネットワークにおいて送信されるもの

その理由は以下のとおりである。

- 携帯電話による通信の場合、IPアドレスは極めて短時間(秒よりも短い時間)のうちに次々に異なる携帯電話に用いられるため、IPアドレスとタイムスタンプによる発信者の特定が困難な場合がある。そのため、携帯電話による通信においては、個体識別番号でないと発信者を特定できない場合がある。(必要性)。
- また、個体識別番号は、それ自体がプライバシー性の高い情報とまではいえないため、発信者情報として開示することが相当ではないとまではいえない(許容性)。
- さらに、個体識別番号は、携帯電話事業者が電気通信役務の提供に当たり携帯電話端末の利用者を識別するために割り当てる番号等であり、利用者を識別することができる(正確性)。
- 発信者情報開示請求権は、被害者がプロバイダ等から加害者に対する情報を取得するための制度であることから、発信者の氏名住所のほか、当該情報の流通に関与した他のプロバイダ等が発信者を特定するための情報がその対象となる。個体識別番号は、当該情報の流通に関与したプロバイダ等である携帯電話事業者が発信者を特定するための情報である(情報の特定性)。

- なお、これまでのプロバイダ責任制限法省令と同様に、これらの個体識別番号について、携帯電話事業者が送信することや、掲示板管理者等が通信履歴として保存することを義務づけるものではなく、プロバイダ等は保有している場合にこれらの個体識別番号を開示すれば足りることとする。

開示する発信者情報の範囲について⑤ 一 個 体 識 別 番 号 と は 一

